(<u>整理番号)</u>

## 罹災証明申請書

天 理 市	長	様 ——		_		年	月	日
申請者(世帯主)	住 所 (現在の) (ふりがた 氏 名				電話者			
窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住 所 (ふりがな 氏 名	:)			電話者申請者	番号		
罹災原因		年	月	日の			による	
罹災住家	天理アパー	市 一ト等 : (名科	弥:	町		番地		)
罹災住家 ※住家とは、現3 のことをいいま	アパ- * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	ート等 : (名和 世帯が生活の	の本拠として	ここ 日常的に使用	引していることを 5住宅の応急修	いう。) のた	:めに使用して 象となる住家)	いる建物
※住家とは、現写	アパ- 実に居住( ます(被災者	ート等 : (名和 世帯が生活の 者生活再建す	の本拠として を援金や災害	ここ 日常的に使用	る住宅の応急値	:いう。) のた 逐理等の対象	象となる住家)	いる建物。
※住家とは、現3 のことをいいま	アパ- 実に居住( ます(被災者	ート等 : (名和 世帯が生活の 者生活再建す	の本拠として を援金や災害	〔日常的に使用 言救助法による	る住宅の応急値	:いう。) のた 逐理等の対象	象となる住家)	いる建物。

- ※ 申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合 「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分の うち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります。 ※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。
- 写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。
- ※ 再調査の申請はできません。
- ※ 申請者が、本人もしくは同一世帯でない場合は、委任状をご持参ください。